

第2節 自主的な環境保全行動の促進

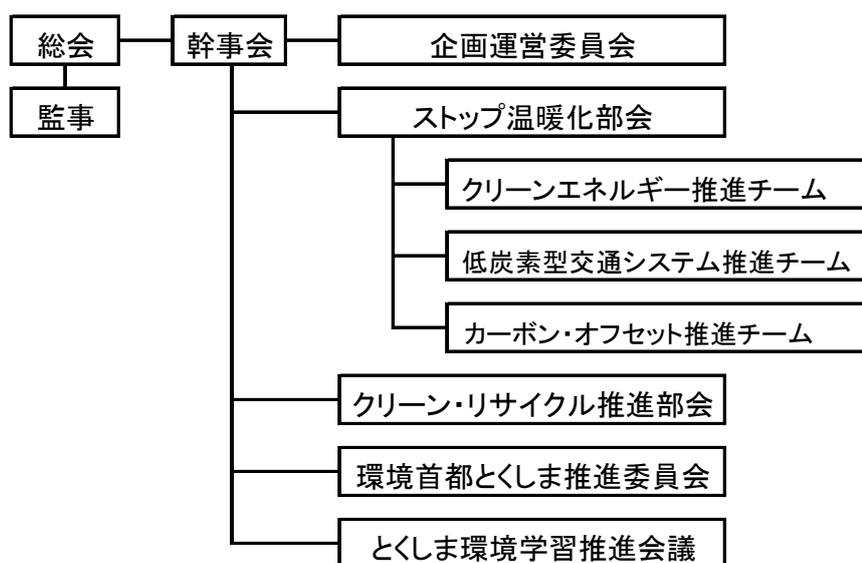
1 とくしま環境県民会議

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。

とくしま環境県民会議の概要については、次のとおりです。

(1) とくしま環境県民会議の組織

図2-4-1 とくしま環境県民会議の組織



会員数	149
市民・民間団体等	37
事業者・事業者団体等	57
マスコミ等	4
行政機関	38
学識経験者	13

平成22年9月30日現在

(2) とくしま環境県民会議の事業

①全体事業

平成21年度においても、広報活動や、環境の保全及び創造に顕著な功績のあった団体等の表彰の実施のほか、環境ボランティア交流会の開催等による環境活動の普及促進を図りました。

また、平成21年4月から毎月ゼロのつく日を「とくしま環境の日」と位置づけ、4月30日には講演会の開催と広報を実施しました。

②部会事業

(ア) ストップ温暖化部会

平成21年度においては、適正な冷暖房温度の設定とこれに伴う適切な服装などを呼びかける「徳島夏・

冬のエコスタイル」、家庭での省エネ行動等の自己チェックと改善等の成果を明らかにする「夏のエコチェック・アンド・トライ(7~9月)」、徳島県地球温暖化対策推進条例のエコドライブ推進員等を対象とするエコドライブ講習会(11月)などを実施しました。

また、環境にやさしい壁面緑化・屋上緑化に向けた取組みの一つとして、南部総合県民局美波庁舎における植栽試験や地元産苗木の栽培などを図りました。

なお、部会の下に、平成20年6月に「低炭素型交通システム検討会」及び「カーボン・オフセット推進検討会」を、また平成21年7月には「新・省エネルギー対策検討会」を設置し、これまでの普及啓発から、実践活動や社会実験、共同研究の実施などの実践的な取組みに比重を移すことに努めています。

各検討会の概要については以下のとおりです。

a 低炭素型交通システム推進チーム(平成22年6月に改組、委員長：加藤 研二 阿南高専准教授)

平成21年度においては2回開催され、低炭素地域づくりに向け、公共交通機関や徒歩・自転車の利用推進、シャトルバスの運行等の新たなマス交通システムの構築などを柱とするエコ交通や、エコカー普及などのプロジェクトの提案をまとめました。

また、エコ通勤に関する提案を取りまとめ、平成22年3月、今切工業団地内の企業群に対して、企業における経済的インセンティブ創設提案などについて、協力を依頼しました。

b カーボン・オフセット推進チーム(平成22年6月に改組、委員長：鎌田 磨人 徳島大学大学院教授)

平成21年度においては3回開催され、森林管理・間伐を主体としたJ-VERカーボン・オフセット制度に関する制度検討やとくしま協働の森づくり事業との連携などについて協議を行うとともに、平成22年3月には「とくしまカーボン・オフセットフォーラム」を開催し、本県の取組みの現状や制度の周知などに努めました。

c クリーンエネルギー推進チーム(平成22年6月に改組、委員長：近藤 光男 徳島大学大学院教授)

平成21年7月に「新・省エネルギー対策検討会」として設置され、平成21年度は4回開催されたところであり、低炭素地域づくりに向け、新エネ・省エネによるまちづくりや、緑化・水・風の通り道などによるエコシティなどのプロジェクトの提案をまとめました。

(イ) クリーン・リサイクル推進部会

平成21年度においては、環境美化の推進に向け、ドライバーによるタバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨てを防止するための警察と連携した「ポイ捨て取り締まり及びポイ捨て防止キャンペーン」や、「拾った私は、ごみを捨てない。」を合言葉に、県民に身近な場所のごみ拾いを呼びかける「ごみゼロの日キャンペーン」、徳島市・阿南市の遍路道のうち、特に不法投棄が目立つ箇所に監視カメラを設置する「遍路道“ストップ！ザごみ不法投棄”」などを実施しました。

また、家庭ごみ3R対策の推進のため、マイバッグの普及促進を目的とする「マイバッグ作品コンテスト」の開催や、県内スーパーマーケット等における徳島県消費者協会と連携した「3R推進キャンペーン」の実施、3R活動事例を発表する「3R推進セミナー」などを実施しました。

さらに、「エコイベント」、「エコショップ」の普及に努めるとともに、「ごみ減量・リサイクル週間」「環境月間」を通じ、各種の3R活動を呼びかけました。

2 徳島県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法で都道府県・政令市で設置が定められた地域センターについて、平成22年3月29日、NPOを「徳島県地球温暖化防止活動推進センター」として指定し、「環境首都とくしま創造センター(エコみら

いとくしま)」に併設する形で活動が始まりました。

今後、実践活動や社会実験など、効果的な地球温暖化対策の取組みが、広く県内で実施されるよう、各種事業を推進することとしています。

3 みなみから届ける環づくり会議

徳島県の南部圏域において、民間主導による民産学官の協働型環境保全活動を推進するため、平成18年7月5日に企業、農業協同組合、民間団体、研究機関、研究者、徳島県林業公社、市町、県南部総合県民局が設立趣意書に署名し、「みなみから届ける環づくり会議」が設立されました。

会議ではPCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント)手法を用いた意見集約を行い、それぞれが対等の立場で議論して県南の環境課題を抽出し、これを基に平成19年3月14日、5つの環境保全活動を決定、平成19年度から20年度にかけて「地球温暖化対策のための交通渋滞対策社会実験」、「民産学官の協働による一斉水質調査」、「竹林管理のあり方に関するアンケート調査」といった実質的な活動を行い、2回のシンポジウムを通じて地域に対して、これらの活動状況と成果を発信しました。平成21年度は、活動方針の一部を見直し、水質、交通、竹林、参加協働及び環境教育の5つの取り組むべき環境活動を決定し、それぞれにワーキンググループを作り、新たな活動に取り組んでいます。

このように民産学官それぞれが特性を生かし、役割を分担して協働することで、地球環境について地域ぐるみで考えるきっかけとなる活動を続けています。

(ア) 水環境の調査及び保全活動の推進(阿南市、那賀郡、海部郡)

平成19、20年度に実施した一斉水質調査の成果をもとに作成した水質マップを、阿南市、那賀町、海部郡の全戸に配布することで、住民の水質保全への「気づき」のきっかけとしました。

また、水環境の調査及び保全活動の推進を目的として、活動内容と課題の抽出を行い、①出前授業や水質浄化実験の実演等の教育素材、②メンバーの情報提供をもとにした勉強会、③水質浄化のモデルとなるような地区の検討をしました。

(イ) 地球温暖化対策のための交通渋滞対策社会実験(阿南市)

地球温暖化の主たる原因とされるCO₂削減と交通渋滞対策の社会実験を行ってきました。

平成19年度は、交通渋滞が激しい阿南市を中心に、企業、阿南高専及び南部総合県民局が共同し、時差出勤を中心とした社会実験を行いました。平成20年度は、自動車による通勤に替えて、公共交通機関の利用促進やダウンサイジング、相乗り通勤などによるCO₂削減に重点をおいた交通社会実験を行いました。平成21年度は、CO₂削減の効果を促進するために、企業の参加者に対して、交通費相当の経済的インセンティブを与えて、公共交通機関や自転車通勤に転換してもらうことを目指したいわゆるエコ通勤の交通社会実験を実施しました。

このような実証実験を行った結果、南部総合県民局においては、平成20年度から時差出勤が導入されました。また、参加していただいた企業でも、自転車通勤の奨励制度の創設や通勤手当の見直し等が検討されています。

(ウ) 里地・里山の保全及び拡大竹林への対応(阿南市)

平成21年度は、竹林管理手法や竹の有効利用、竹の需要等について情報収集を行いながら、竹林ワーキングの活動方針について検討しました。平成22年度は、地域住民が竹を身近に感じ竹林の再生につながるきっかけにするため、地域の花火大会や祭の行事に協賛イベントとして参加し、ろうそくとLEDの灯りによる「竹あかり」を出展しました。

また、子育て支援対策補助金制度を活用し、竹を素材にしたランプシェードを親子で作るイベントを企画・実施しました。その中で現在の竹林の状況を紙芝居にして説明し、放置竹林に対する認識を深めました。

さらに竹を活用した門松づくりやタケノコ掘り等のイベントを検討しており、これらのイベントをとおして県南圏域の竹林再生に寄与できるように活動していきます。

(エ) 環境保全活動における継続性と地域の参加・協働推進(阿南市、那賀郡、海部郡)

那賀町、海部郡が抱える環境課題の情報交換をしたところ、①住民が環境に親しめる場所づくり、②廃棄

物として焼却処分される漂着海藻の有効利用、③高齢化・鳥獣害等により放棄された棚田の有効利用等の課題がありました。これらの課題解決のために、現地視察を行い情報を共有するとともに、海藻石けんの試作、また、那賀町有地に在来樹種を使用した「環境教育の場としての森づくり」を行いました。

また、継続的、自立的な活動推進方法として、小松島フリーマーケットを利用した財源確保策を実験しました。

(オ) 環境教育の研究及び推進（阿南市、那賀郡、海部郡）

水質WGのワーキングと合同して活動を行っています。環境教育素材、環境教育プログラム作成のための情報収集、検討を精力的に行い、出前授業や現地観察会等のイベントで環境教育の実践活動を積極的に行いました。

4 協働の森づくり

(1) 緑の推進

森林は、やすらぎと潤いのある県民生活に重要な役割を果たしており、緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」の促進を図るとともに、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めております。

また、緑を守り育てる豊かな心を持つ青少年の育成を目的として、「緑の少年隊」の結成とその活動を支援しており、平成21年度末現在では、69隊約5千人の隊員が、レクリエーション活動や奉仕活動などを行っています。

図2-4-2 緑の募金の推移

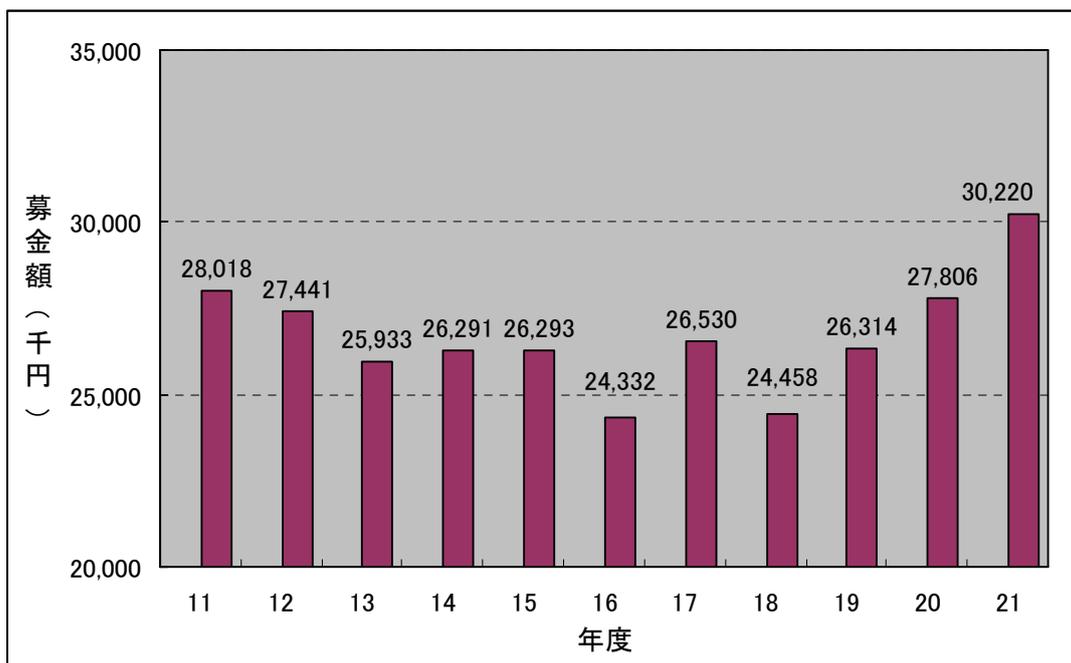
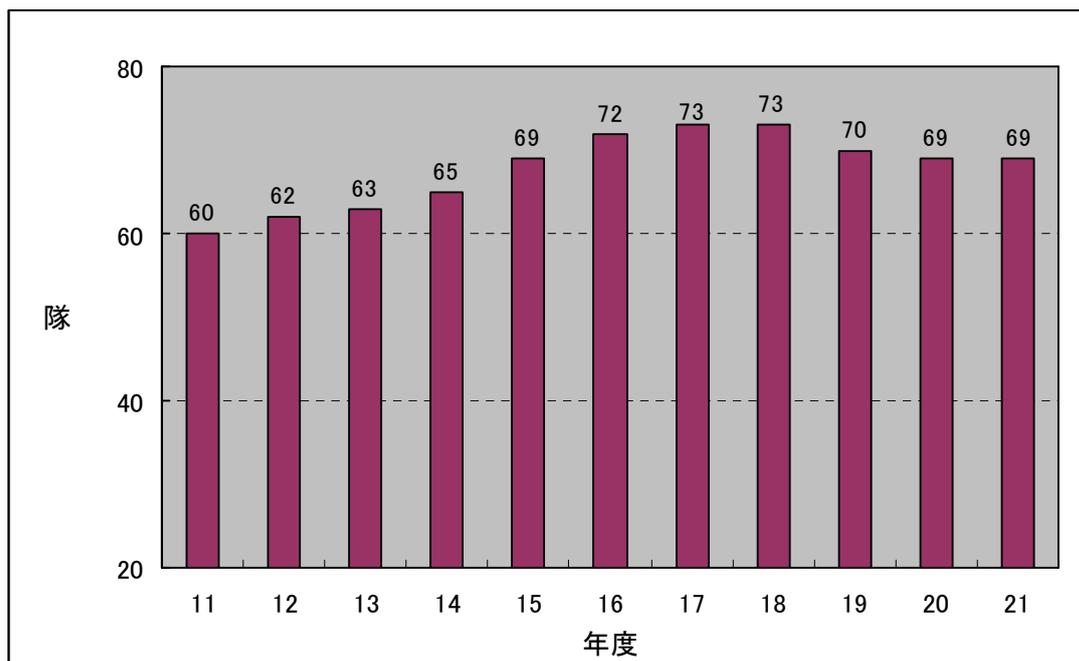


図2-4-3 緑の少年隊の推移

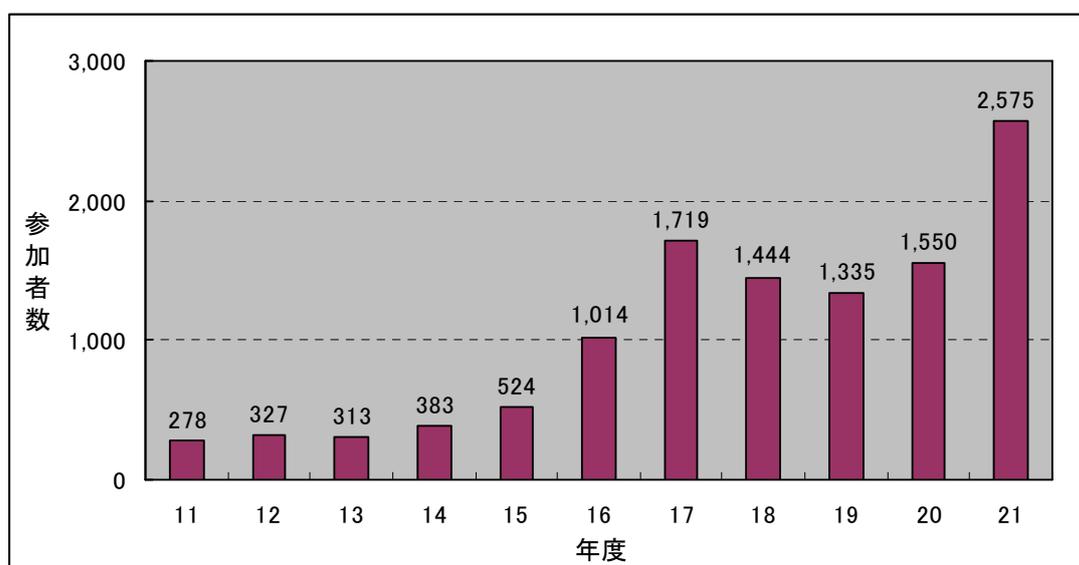


(2) 県民参加の森づくり運動の推進

森と人との共生を理念とする「千年の森づくり」をスローガンに掲げ、県民参加の森づくり運動を推進しております。

この運動を全県的に展開するため、森づくり運動の普及啓発、「森の案内人」等の指導者の育成、森づくり活動拠点の整備等を実施しております。また、森づくりボランティアや森づくり団体の育成とその活動を支援しております。

図2-4-4 県民参加の森づくりボランティア参加者数の推移



(3) どんぐりプロジェクトの推進

南部総合県民局では平成17年度から「どんぐりプロジェクト」として、県南地域の自然林から種子を採集して育苗し、公共事業や災害復旧事業地等での植栽に用いることで、地域の植生の再生復元と生物多様性を確保する取り組みを行っています。地元の企業や小学校の協力のもと、在来樹種の育苗に取り組み、これまでに事業に使ったどんぐり等の数は平成21年度末現在で10万個を超えました。

このような官民の協働が評価され、平成21年度は瀬戸内オリーブ基金から100万円の助成を受けて那賀町内4箇所災害復旧地等で約3000本の植樹を行いました。また、海部郡内では、同事業の趣旨に賛同した地元旅行社からの寄付を受けて、穴喰小学校の生徒により海陽町平井の公共事業地に約250本の植樹が行われました。

平成22年度も引き続き瀬戸内オリーブ基金及び地元旅行社からの助成を受けて、さらに事業を伸展させています。

(4) とくしま協働の森づくり事業の推進

平成21年4月「徳島県地球温暖化対策推進条例」が施行され、二酸化炭素の削減を吸収源対策で埋め合わせるカーボン・オフセットの考え方が盛り込まれました。この考え方を森づくりの分野でモデル的に導入したのが「とくしま協働の森づくり事業」であります。

この事業は、間伐や植林などの森林整備に必要な経費の一部を企業や県民の皆様にご負担いただき、協働事業として森づくりを進めるものであります。

平成21年度末までに15社の協力企業とパートナーシップ協定を締結し、県内各地で寄附に基づく間伐や植林などの森林整備を実施しています。

森林整備の完了後には、企業が自社のCO₂排出量を埋め合わせ（カーボン・オフセット）できる「CO₂吸収量証明書」を交付する予定です。

また、県民の皆様も手軽に森づくりに参加できるよう、個人やグループから10千円の寄附を募り、間伐等の森林整備の経費に充てることとしています。

平成21年度末までに約774口の寄附をいただき、寄附をいただいた個人やグループの方には、森づくりに貢献した証として「CO₂吸収貢献カード」を発行し、カードに記してある番号により県産木製品が当たる抽選も実施しています。

5 アドプト・プログラム制度

(1) 概要

アドプトとは英語で”養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地元の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うことで、きれいな環境を創り出そうとするアメリカで考え出された制度です。

具体的には、地元企業や住民と清掃内容等を明記した合意書を取り交わし定期的に清掃活動を行うものです。

(2) 注目点（特徴）

アドプト活動は、子供からお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにするといった官民協働の新たな取り組みとして注目を集めています。

また、この活動は、単なる清掃ボランティアではなく、自分たちの暮らす地域を自分たちの力できれいにする活動であり、続けることでより一層その地域に愛着が湧き、ひいては地域や住む人みんなを元気にする活動でもあります。

(3) 経緯

平成10年度	本県のアドプト・ア・ハイウェイ神山会議が日本で初めてこの制度を導入
平成11年度	「アドプトプログラム吉野川」として吉野川交流推進会議（県、国、流域市町村、民間企業・団体で構成）が吉野川に、「OURロードアドプト」として本県が県道にこの制度を導入
平成12年度	8月に、本県がアドプト先進県であることを全国に向け情報発信するため「アドプトプログラム全国大会」を開催
平成13年度	「ボランティアサポートプログラム徳島」として国土交通省徳島河川国道事務所が国道（国土交通省管理）に、「徳島県土木施設アドプト支援事業」として県が県管理土木施設全般（県道、河川、海岸、港湾、公園）」に導入
平成14年度	「アドプト那賀川」として、アドプトネットワーク那賀川（地元企業等で構成）が那賀川でアドプト開始 本県のアドプト状況を取りまとめたホームページ「アドプト大国とくしま」を県のホームページに開設

(4) 県の取り組み

県としては、県の管理する土木施設にこの制度を採用するとともに、この制度を更に普及・啓発するために、県のホームページ上に「アドプト大国とくしま」のページを設け、県内のアドプト情報を掲載し県内はもとより日本全国に情報発信を行っています。

(5) 現状

県内ではアドプトの輪がますます広がり、本県にとってなくてはならない制度として県民の間に定着してきています。平成21年度末現在、アドプトプログラムに参加されている企業・団体の数は、県下で833団体・企業となり、平成20年度末に比べ24団体・企業増えています。

表2-4-7 県内のアドプトプログラムの実施状況

(平成22年3月31日現在)

場 所	団 体 数	登録人数(人)	コーディネーター
吉 野 川	141	16,041	吉野川交流推進会議
那 賀 川	39	2,600	アドプトネットワーク那賀川
県 道	357	6,986	徳島県県土整備部道路総局道路整備課
県 管 理 河 川	112	5,422	徳島県県土整備部河川局河川整備課
海 岸	22	1,400	徳島県県土整備部運輸総局港湾空港課
公 園	9	606	徳島県県土整備部都市計画課
国 道	153	5,840	国土交通省徳島河川国道事務所
合 計	833	38,895	

6 環境に配慮した事業活動の促進

(1) エコオフィスに係る県自らの率優先的取組み

県は、自らが大規模な事業主体であり、率先して環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取組み・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」（第1次計画：平成8年9月、第2次計画：平成12年8月、第3次計画：平成17年4月、第4次計画：平成22年3月）を策定・推進してきたところです。

平成21年度の取組み実績については、基準年度（平成15年度）と比較して、温室効果ガスの総排出量が減少し、計画の目標値である基準年度比の5%削減を上回る16.6%の減少を達成しました。これは、電気使用量、エネルギー供給施設等の燃料使用量、公用車の燃料使用量、船舶の燃料使用量等が減少したことによるもので、その減少の主たる要因として、電気・燃料の節減や低公害車の導入、エコドライブの推進による影響等が挙げられます。

表2-4-8 第3次計画の重点的な取組み項目の目標及び実績数値

重点的な取組み項目	基準年度	実績数値		基準年度比	21年度目標
	実績				
①用紙類中初めて使用する木材パルプの量	(15t) 133t	H21	106t	-20.3%	基準年度から60%削減
②用紙類使用量	10,761万枚	H21	8,276万枚	-23.1%	基準年度から22%削減
③上水道使用量	1,122千m ³	H21	796千m ³	-29.1%	基準年度から2%削減
④電気使用量	60,278千kWh	H21	57,604千kWh	-4.4%	基準年度から5%削減
⑤公用車の燃料使用量	1,567kl	H21	1,369kl	-12.6%	基準年度から6%削減
⑥エネルギー供給施設等の燃料使用量	3,495kl	H21	2,362kl	-32.4%	基準年度から6%削減
⑦廃棄物中廃棄処分量	1,661t	H21	1,384t	-16.7%	基準年度から23%削減
⑧廃棄物中資源ごみ量	765t	H21	761t	-0.5%	基準年度から22%削減
⑨再資源化率	-	H21	90.1%	-	100%

- (注) 1 用紙類中初めて使用する木材パルプの量は、平成20年1月に発覚した製紙メーカー各社による古紙偽装問題を発端として、古紙配合率100%のコピー用紙の調達が困難となったことに伴い、結果として平成19年度末以降の使用量とそれ以前の使用量との間に大きな開きが発生したため、平成19年度末以降の実績と基準年度（H15）の実績とを単純に比較することができなくなった。そのため、基準年度の実績数値を補正（70%を超える古紙パルプ配合率を70%であると仮定して再集計）した上で、基準年度の実績と平成20年度の実績とを比較した。（ ）内は補正前の数値。
- 2 用紙類使用量は、プリンタ（コピー用紙等を含む）用紙及び罫紙・立案用紙の量。
- 3 公用車の燃料使用量には、船舶及びヘリコプターの燃料使用量は含まない。
- 4 エネルギー供給施設等の燃料使用量は、ボイラーやガス機器等に使用する重油やガスなどの使用量。
- 5 廃棄物中廃棄処分量、廃棄物中資源ごみ量は、平成17年度からの新設項目であるため、H15、H16の実績は推計値。
- 6 再資源化率は、廃棄物中資源ごみ量のうち、再資源化された割合。

表2-4-9 温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

基準年度実績	実績数値	基準年比	21年度目標	
40,324t-CO ₂	H21	33,647t-CO ₂	-16.6%	基準年度から5%削減

(注) 温室効果ガス総排出量は、県の事務・事業に伴う電気や燃料使用量に係る二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）の各排出量に、温暖化係数を乗じて算定。

また、第3次計画の計画期間が平成21年度までであることから、これまでの取組み状況等を踏まえ、第4次計画を平成22年3月に策定しています。

第4次計画の基準年度及び計画期間

- 基準年度 平成20年度
- 計画期間 平成22年度～26年度（5ヶ年）

表2-4-10 第4次計画の重点的な取り組み項目の目標

項 目	目 標
①用紙類使用量	基準年度から12%削減
②上水使用量	基準年度から 2%削減
③電気使用量	基準年度から 5%削減
④公用車の燃料使用量	基準年度から 5%削減
⑤エネルギー供給施設等の燃料使用量	基準年度から 5%削減
⑥廃棄物量のうち廃棄処分するごみの量 (※1)	基準年度から23%削減
⑦廃棄物量のうち資源ごみの量 (※2)	基準年度から16%削減
⑧再資源化率 (※3)	100%

(※1) 資源ごみ以外のごみの量。

(※2) O A用紙、新聞紙、雑誌、缶、ビン等の再資源化が可能なもの。

(※3) 資源ごみのうち、再資源化された割合。

表2-4-11 温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

基準年度実績	26年度目標	削減量
33,876t-CO ₂	基準年度から5%削減	1,694t-CO ₂

(2) グリーン調達に係る県自らの率優先的取り組み

徳島県グリーン調達等推進方針に基づく平成21年度の調達実績については、調達目標100%を達成した分野(「家電製品」、「エアコンディショナー等」等)や概ね目標を達成した分野(「紙類」、「OA機器」等)があったものの、価格や規格等の理由から、目標との差が大きかった分野(「その他繊維製品」、「作業手袋」、「制服・作業服」)がありました。

表2-4-12 平成21年度環境物品等の調達実績の概要

分野	調達目標	調達率
紙類	100%	99%
文具類	100%	98%
オフィス家具等	100%	98%
OA機器	100%	99%
家電製品	100%	100%
エアコンディショナー等	100%	100%
温水器等	100%	100%
照明	100%	99%
自動車等	100%	95%
消火器	100%	100%
制服・作業服	100%	88%
インテリア・寝装寝具	100%	97%
作業手袋	100%	82%
その他繊維製品	100%	80%
設備	※1	※2
防災備蓄用品	100%	100%
役務	100%	100%

※1：太陽光発電システム、節水機器を導入 ※2：目標どおり導入

(3) 市町村及び事業所等の環境配慮活動

市町村については、地球温暖化対策推進法が平成11年4月から全面施行されたことに伴い、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定が義務付けられたことから、各市町村において策定作業が進められてきました。平成22年3月末現在、17市町村（全24市町村）で策定済みとなっていますが、未策定の市町のほとんどは、市町村合併による新たな計画の策定が必要な市町村です。

これに対して、県では自らのシステムの運用段階で得られたノウハウ等の情報提供により支援を行っています。

さらに、県内の中小企業のISO14001、エコアクション21等の認証取得を支援するため、平成19年10月より新たに地球温暖化対策資金による融資制度を設けています。

なお、本県においても事業所等における環境管理システムの導入が進められ、ISO14001については、平成22年3月末現在、69事業者（(財)日本適合性認定協会のデータベースによる）が認証取得しており、エコアクション21については、平成22年3月末現在、25事業者（(財)地球環境戦略研究機関 接続性センターのデータベースによる）が認証取得しています。

7 今後の取り組みの方向性

(1) 環境首都とくしま創造センター

「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）」が中心となって、「とくしま環境県民会議」や「徳島県地球温暖化防止活動推進センター」と連携を図る中で、産・学・民・官が連携・協働して、県民総ぐるみの各種の環境活動を展開します。

①とくしま環境県民会議

県民や事業者、行政など各主体が、それぞれの役割に応じて環境負荷を減らす行動を進めていくため、広報活動やイベントの開催、表彰などを行います。また各部会において、地球温暖化防止に向け、特に3つの推進チームを中心とした各種の実践活動や社会実験、共同研究の実施を行うほか、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。さらに「環境首都とくしま憲章」のより一層の普及に取り組みます。

②徳島県地球温暖化防止活動推進センター

環境省など各種外部資金の獲得を図る中で、家庭に専門家を派遣し、実践的な省エネ活動や新・省エネ機器の導入による温室効果ガスの削減を図ること、ホームページを整備（リーダーやアドバイザーの役割を担う研究者リストや実践活動・社会実験に特化した外部資金の一覧、コンソーシアムやNPOなどの活動情報を集約して提供）し、地域の様々な実践活動に対して的確なサポートを図ること、産学民官協働組織による実践活動に対して専門家の派遣や会議協力などの各種支援を実施すること、四国各県の地球温暖化防止活動推進センターとの連携による学校でのCO2削減のコンテストの共同開催などを進めます。

(2) みなみから届ける環づくり会議

県では「みなみから届ける環づくり会議」における民間主導の原則を守り、民産学官による協働型環境保全活動を積極的に側面支援するとともに、今後も「外部資金の獲得」、「資材・人材・資金の持ち寄り」、「若手研究者や専門技術者の積極的登用」の3つの行動原則による実践的な環境保全活動を推進していきます。

(ア) 水質WG（阿南市内）

今までの活動実績を生かし、「美しい水環境」を誇れる地域を目指すにはどのような取り組みが必要かを検討した結果、環境教育の分野において、出前授業を行うことや水質浄化実験や実演等の環境教育素材を集積していきます。

(イ) 交通対策WG（阿南市内）

二酸化炭素の排出を削減するため、自動車から自転車利用の促進、公共交通利用促進について取り組んでいきます。

(ウ) 竹林・里山管理WG（阿南市内）

放置竹林の拡大を防ぎ地域植生の保全と地域活性への手がかりとするため、地域住民が竹を身近に感じる

イベント等を実施しながら、これと並行して持続的な竹林の利用が可能なシステム構築と竹の活用方法について検討していきます。

(エ) 参加協働推進WG (阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町)

①地域で活動リンクできる団体や人材の洗い出しと協働手法の検討、②地域に活用される環境教育の場づくり、③漂着海藻の有効利用、④自発的継続的な活動のための財源確保策の実験、⑤環づくり会議への住民の参加・協働を促進させる活動周知の方法検討などに取り組んでいきます。

(オ) 環境教育WG

各ワーキングと情報交換を行い、環境教育の実践できる場づくりやその教材の研究についての検討を行います。

(3) 協働の森づくり

県の森づくり活動の拠点である「県立高丸山千年の森」及び森づくりボランティア活動並びに企業の森づくり活動の支援を通じて、緑や森林に対する県民意識の高揚と県民参加の森づくり運動をより一層推進します。

また、どんぐりプロジェクトの推進により自然再生と生物多様性の保全を図るほか、プロジェクトにおける外部資金・資材の受け入れやカーボンオフセットへの対応などを検討していきます。

(4) アドプト・プログラム制度

今後においても、ホームページなどを積極的に活用しアドプトプログラム制度の普及・啓発を行い、多くの県民の環境への意識や関心を高めるとともに、新たに参加する団体・企業を増やすことで、きれいで元気な徳島づくりに寄与していきます。

また、本県が全国に先駆けこの制度を採用し、多くの県民の参加を得て県内に広がっているという「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンリーワンのイメージを全国に向け情報発信することにより、本県の観光振興や地域振興にもつなげていきます。

(5) 環境に配慮した事業活動の促進

県の事務事業について、本県の環境管理システムをより有効に機能させることにより、環境保全・創造にむけた施策や県率先行動計画、グリーン調達等推進方針等に基づく取り組みについて、継続的な改善を図り、環境行政の充実発展を進めていきます。また、市町村に対しても同様な取り組みを推進していきます。

また、平成18年度からは、徳島県生活環境保全条例において事業を行う者の環境配慮等が規定されていることから、環境配慮の推進に取り組んでいきます。